

## 令和2年度第2回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和2年(2020年)7月16日(木) 13:30～16:30

2 場 所 長野県庁 講堂

3 内 容

○ 議事

(1) リニア中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について  
～伊那山地トンネル(戸中)～

(2) 豊丘村内発生土置き場(戸中)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

井 田 秀 行

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

北 原 曜

陸 齊

佐々木 邦 博

高 木 直 樹

富 樫 均

中 村 寛 志

中 村 雅 彦

山 室 真 澄 (委員長職務代理者(副))

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

鈴 木 啓 助

野見山 哲 生

6 その他

山室委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

ただいまから、令和2年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。  
私は、長野県環境部環境政策課環境審査係長の中島と申します。よろしくお願ひいたします。

委員会開会にあたり、あらかじめお願ひ申し上げます。傍聴の皆様におかれましては、会議における発言に対して拍手やその他の方法により公然と意思を表明しないこと、などの傍聴人心得を遵守して下さるようお願ひいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に、本日の欠席委員を御報告いたします。鈴木委員、野見山委員から都合により欠席する旨の御報告をいただいております。

また、山室委員にはウェブ会議システムを利用してご参加いただきます。現在、通信状況を確認しております。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に御出席いただいておりますので、委員会が成立していることを御報告申し上げます。

さっそく議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いします。

片谷委員長

皆様、お忙しいところ御出席くださいましてありがとうございます。

まだ新型コロナウイルス感染症の影響が根強く残っておりまして、なかなか行動が自由にならないところがありますが、たくさんの委員にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、一部ウェブ会議システムを併用し、進めさせていただきます。

まず、本日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)「リニア中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について～伊那山地トンネル(戸中)～」、議事(2)「豊丘村内発生土置き場(戸中)における環境の調査及び影響検討の結果並びに環境保全について」の審議をお願いします。

4月に新たに委員に就任された方もいますので、若干説明させていただきます。

リニア中央新幹線の環境影響評価につきましては、平成26年8月に東海旅客鉄道株式会社から国土交通大臣意見を受けた補正後の評価書が提出され、同年10月に国土交通大臣が工事実施計画を既に認可しておりますが、事業着手前のアセス手続の中で、準備書に対し、「発生土置き場(仮置き場も含む)の計画が具体的に決まった段階で、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、県に報告し、必要な助言を求めること」といった知事意見を述べております。

本日は、この知事意見等を受けて、準備書段階では工事計画が具体化されていなかった豊丘村内のトンネル非常口に係る工事施工ヤード、発生土置き場等について、この助言の内容を検討するために審議をお願いするものです。

なお、リニア中央新幹線の関連工事については、特段の定めはございませんが、これまで技術委員会での審議は1回としております。したがって、本日の審議で頂戴した御意見や、別途、県に提出いただく地元豊丘村の意見や住民意見等を踏まえて、知事が事業者に助言を述べることとなりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の審議事項は以上の2項目であり、その他の議事を含めて概ね16時半を目途に会議を終了したいと思います。

続いて本日の会議資料ですが、お手元に資料1から資料3を配布させていただいております。

資料1は、県に提出された資料1-1から資料1-4の報告書の概要をまとめたものです。本日は、この資料の内容をスライドに投影しながら事業者から説明が行われます。議事(1)と議事(2)の対象事業の実施場所が近接していることから、議事(1)と議事(2)を併せて事業者にご説明いただき、事業者が計画する環境保全対策等について御審議いただきたいと存じます。

なお、委員の皆様のお手元に配付させていただいた資料1-1から資料1-4のうち、非公開版の資料1-3、資料1-4は、希少動植物の具体的な生息場所等が記載されている資料ですので、取扱いには御留意くださるようお願いいたします。

また、本日の審議事項に関する資料とは別に、資料2「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)の事業廃止について」、資料3「長野県環境影響評価条例の見直しについて」をご用意しております。こちらは、議事(3)「その他」の中でそれぞれ事務局から御報告させていただきます。

本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の具体的な生息・生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、議事の最後にまとめて御審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長のご判断により御指示いただくようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆様には御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたが、本日の審議内容には、非公開とすべき内容が一部含まれているということです。これまで同様、できる限り公開で議論するという方針に基づいて進めたいと思います。具体的な種名と生息場所を明らかにして御発言いただく必要がある場合には、これから発言する部分は非公開で審議したいとおっしゃっていただき、その質疑に関しては、最後にまとめて非公開審議で扱いたいと思います。種の保護に影響を与えるおそれのない御発言は、全て公開の場で行っていただくかたちで審議を進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

進行等について御質問等がありますでしょうか。

では、さっそく進めさせていただきます。

本日の議事は、先ほど事務局から説明がありましたように、議事(1)と議事(2)とに分かれています。非常に近接した地点の案件ですので、まとめて審議するように進めさせていただきます。

事業者の皆様方、御多忙の中御出席くださりましてありがとうございます。御説明に関しては、要点を捉えてできる限り簡潔に御説明いただくようお願いいたします。

では、さっそく御説明をお願いします。

事業者  
佐藤  
(東海旅客鉄道  
株式会社)

「豊丘村内発生土置き場(戸中)における環境の調査及び影響検討の結果について」及び「中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について～伊那山地トンネル(戸中)、発生土置き場(戸中)～」について、御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

お手元にお配りしている資料1を前方のスクリーンにも投影しながら御説明させていただきます。

スライド2は、中央新幹線の豊丘村内の計画路線の概要です。豊丘村内の中央新幹線のルートのおお半が、伊那山地トンネルになります。伊那山地トンネルは全体で約15.3km、大鹿村から豊丘村を通るトンネルです。伊那山地トンネルの東側から、青木川工区、坂島工

区、戸中・壬生沢工区の3つの工区で工事を進めてまいります。本日は、この3つの工区のうち、伊那山地トンネルの西側に位置する戸中・壬生沢工区について御説明させていただきます。

スライド3は、少し拡大した工事位置図です。本日御説明する対象は、本坑トンネル約4.4km、戸中非常口（非常口トンネル）約1km、発生土置き場（戸中）です。このうちの本線、非常口、非常口トンネルについては、先ほど事務局から御説明がありましたが、中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】（平成26年8月）において、環境影響に係る予測・評価等を取りまとめております。そのため、本日の御説明の前半では、残る発生土置き場（戸中）計画地の環境の調査及び影響検討の結果について御説明させていただきます。後半では、全体の環境保全計画を御説明させていただきます。

なお、戸中・壬生沢工区のうち壬生沢坑口に係る工事施工ヤードの造成、一部の本坑トンネルの掘削、豊丘変電所の用地造成に係る内容につきましては、計画が具体化した後に、別途環境保全計画を取りまとめます。

スライド4は、戸中非常口と発生土置き場（戸中）を拡大した図です。スライド4で黄色く着色された部分が戸中非常口の工事施工ヤード、黒の点線が本坑トンネルです。この二つを結ぶようなかたちで非常口トンネルを掘削します。発生土置き場（戸中）の計画地は、この工事施工ヤードのすぐ北側にありまして、村道中央横断線の西方脇に設ける計画です。

それでは、豊丘村内発生土置き場（戸中）における環境の調査及び影響検討の結果について、御説明させていただきます。

まず、本書の概要についてです。中央新幹線事業につきましては、平成26年10月17日に工事実施計画の認可を受け、工事に着手いたしました。環境影響評価書において、発生土置き場等を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしております。本書は、豊丘村内において計画が具体的となった発生土置き場（戸中）の計画地について、調査及び影響検討の結果を取りまとめたものです。なお、環境保全措置の具体的な内容については、「中央新幹線伊那山地トンネル新設（戸中・壬生沢工区）における環境保全について」として別に取りまとめであり、後ほど御説明させていただきます。

スライド8の路線概要及び工事位置につきましては、割愛させていただきます。

スライド9は、発生土置き場（戸中）付近を上空から撮影した航空写真です。

スライド10は、発生土置き場（戸中）の上流部を道路上から撮影した写真です。道路の左側の沢筋は耕作放棄地となっており、対岸には林地が広がっております。

スライド11は、中流部を道路上から撮影した写真です。中流部は比較的緩やかな傾斜の沢筋となっております。

スライド12は、最下流部の沢筋を道路上から撮影した写真です。

以上の3つの写真の道路沿いをトンネル発生土で造成していく計画です。

スライド13は、発生土置き場の盛土計画の平面図です。面積は約3万㎡、容量は約26万㎡、盛土の高さは最大で約20mとなります。図面中オレンジ色で着色している部分が平坦部、黄緑色で着色している部分が斜面部になります。上流から下流にかけての青線が、盛土した際に盛土表面に新たに設置する開水路になります。また、現在の沢筋を付け替える開水路を黄色で表示しております。斜面部の一部に赤く網掛けしている箇所がございますが、こちらは斜面補強の範囲を示しております。青の点線は、盛土内に設置する地下排水管になります。図面の左上、水色に着色したところが調整池です。調整池の上流側には、盛土が崩れていかないように押さえる土留擁壁を設置します。また、発生土置き場の中央部には、盛土内に設置する埋設工を2箇所予定しております。

スライド14は、盛土計画の断面図です。断面①が沢筋に沿って断面を切った縦断面図、断面②が下流側から上流側を臨む視点で作成した横断面図になります。沢筋に盛土を行うことから、盛土内の排水機能を高めるため、前のページでも御説明したように、地下排水管

を設け、また、地下排水管に集水しやすいように基盤排水層や地下排水支管を設けます。さらに地下排水管とは別に、地下排水補助管を設置します。

盛土造成地には段切りを行い、基盤地盤と盛土材料との密着を図ります。最終形状として、拡幅した道路端部には付け替えの水路を設けます。なお、現道から拡幅することを計画しております。

スライド 15 は、発生土置き場の工事概要です。発生土置き場の施工手順は、スライド 15 に示したフローのとおりです。主に伐採工、地下排水工、発生土の搬入・盛土工・埋設工、表面排水工、植生工の作業を繰り返すことにより、盛土を造成いたします。トンネル工事の

発生土の搬入は、近接する戸中非常口よりベルトコンベアを使用して行います。

発生土置き場の工事工程は、スライド 16 のとおりです。今年度の秋頃から準備工事、それから発生土の搬入を開始し、2024 年頃まで搬入をする計画です。

続いて、調査及び影響検討の手法について御説明いたします。実施した環境影響評価項目は、スライド 17 のとおりです。文化財については、評価書作成時においては項目として選定しましたが、今回は非選定としました。また、青丸は評価書において既に調査、予測及び評価を実施している項目を示しております。

スライド 18 から、各項目についての検討結果、保全措置について御説明します。

大気質の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、近傍の戸中非常口における評価書の影響検討結果を引用する手法により行いました。戸中非常口における検討結果では、二酸化窒素については日平均値の年間 98%値が 0.051、浮遊粒子状物質については日平均値の 2%除外値が 0.050 であり、いずれも基準を満足していることを確認しております。

スライド 19 をご覧ください。発生土置き場につきましては、戸中非常口と比較して地形条件に若干の差はあるものの、気象条件及びバックグラウンド濃度は変わらないと考えられること、また、検討対象期間における総稼働台数及び一部の建設機械の規格が戸中非常口より小さいことから、最大濃度地点における発生土置き場（戸中）計画地単独の環境濃度及び寄与率につきましては、戸中非常口より小さくなると考えられます。

主な環境保全措置については、排出ガス対策型建設機械の採用等が挙げられます。

大気質の粉じん等についての御説明は割愛させていただきますが、同様に、戸中非常口における評価書の影響検討結果を引用して検討を行っておりまして、発生土置き場の降下ばいじん量は、戸中非常口より小さくなると考えられます。

スライド 20 は、騒音の検討結果と主な環境保全措置についてです。

こちらも大気質と同様に、近傍の非常口である戸中非常口における評価書の影響検討結果を引用する手法により行っております。戸中非常口における検討結果は 80dB であり、基準値に収まっている結果となっております。戸中非常口と比較して、一般環境騒音及び検討地点の条件が同様であり、また、騒音パワーレベルが同程度、もしくはより小さい建設機械を使用することから、検討結果は小さくなるものと考えられます。

主な環境保全措置としては、低騒音型建設機械の採用等が挙げられます。

振動については御説明を割愛させていただきますが、同様に、戸中非常口における評価書の検討結果を引用して検討し、発生土置き場の振動レベルは戸中非常口と大きく変わらないと考えられます。

続いて、スライド 21 は水質の検討結果と主な環境保全措置です。

発生土置き場の設置に係る浮遊物質の影響について、配慮事項を明らかにすることにより、定性的に検討しました。沈砂池等による処理のほか、必要により排水基準を踏まえ、適切に処理をして排水することから、周辺公共水域への影響は小さいものと考えられます。

主な環境保全措置として、工事排水の適切な処理等を行ってまいります。

続きまして、スライド 22 は重要な地形及び地質の検討結果です。

事業の実施に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより、定性的に検討いたしました。発生土置き場の設置及び存在に伴い改変の可能性がある範囲には、重要

な地形及び地質が存在しないことから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避が図られていると評価します。

スライド 23 は、土壤環境その他のうち、土地の安定性の検討結果についてです。

この検討につきましては、「道路土工 盛土工指針」に基づき計算し、あらゆる滑り面を想定して安定計算を実施しました。スライド 23 の平面図において、赤い破線で、沢筋上で盛土落差が最も大きく、厳しい条件となる検討断面をお示ししており、その結果を表にとりまとめております。結果として、常時でも地震時でも許容安全率を上回ることを確認いたしました。

スライド 24 です。土地の安定性について定量的に検討し、安全性が確保されることを確認いたしました。さらに、土地の安定性に配慮した工事計画とすることにより、土地の安定性は確保できるものと考えられます。主な環境保全措置として、適切な構造及び工法の採用を行ってまいります。

スライド 25 は、動物・植物の検討結果です。

既存の知見の引用又は解析により、重要な種及び地域個体群への影響の種類、影響の箇所、影響の程度について検討しました。重要な動物・植物・重要な群落への影響は、生息・生育環境の一部が消失、縮小する可能性があります。事業の実施による影響の程度はわずかであり、生息・生育環境は保全されるものと考えます。

コムラサキ、ミスミソウにつきましては、生育環境が保全されない可能性がありますので、「重要な種の移植・播種」等の環境保全措置を実施することとしました。

スライド 26 は、動物・植物の主な環境保全措置についてです。

主な環境保全措置として、工事に伴う変更区域をできる限り小さくするなどの保全措置を行います。照明の工夫と重要な種の移植・播種については、その効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

スライド 27 は、生態系の検討結果です。

既存の知見の引用又は解析により、地域を特徴づける生態系として上位性、典型性、特殊性の観点から選定する注目種のハビタットへの影響について検討しました。評価書における地域区分の生態系の予測及び評価の結果に、発生土置き場の工事の実施及び存在における影響を加えた結果においても、ハビタットの質的变化は小さいものと考えております。

アカハライモリにつきましては、生息環境の一部が保全されない可能性があるため、重要な種の移設等の環境保全措置を実施することといたしました。

スライド 28 です。主な環境保全措置として、工事に伴う変更区域をできる限り小さくするなどの保全措置を行います。事後調査としまして、重要な種の移設については、その効果に不確実性がございますので、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

スライド 29 は、景観の検討結果と主な環境保全措置になります。

主要な眺望点並びに景観資源と発生土置き場の設置及び存在に伴う変更の可能性のある範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、変更の位置等を検討しました。

主要な眺望点である福島てっぺん公園からの景観の変化について、発生土置き場の整備にあたり樹木を伐採することにより、一部景観に変化を生じるものの、発生土置き場の改変に伴い、盛土法面等の緑化による植生等の配慮をすることで、景観等への影響を低減できます。

主な環境保全措置として、工事に伴う変更区域をできる限り小さくすることなどを行います。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場の検討結果について、スライド 30 で御説明いたします。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変、利用性の変化及び快適性の変化について検討しました。発生土置き場（戸中）の設置に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変は行いません。発生土置き場（戸中）への発生土の運搬は、戸中非常口からベルトコンベアで行うこと、計画地は利用者からも視認されない距離にあることから、影響

は回避されていると考えられます。

発生土置き場（戸中）における環境の調査及び影響検討の結果の御説明は、以上になります。

続きまして、「中央新幹線伊那山地トンネル新設（戸中・壬生沢工区）工事における環境保全について～伊那山地トンネル（戸中）、発生土置き場（戸中）～」について、御説明させていただきます。

スライド 33 は、本書の概要です。本書は、中央新幹線伊那山地トンネル新設（戸中・壬生沢工区）の工事を実施するにあたり、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】」及び「豊丘村内発生土置き場（戸中）における環境の調査及び影響検討の結果について」に基づいて、戸中非常口に係る工事施工ヤード造成、非常口トンネル、一部の本坑トンネルの掘削及び発生土置き場（戸中）計画地における工事について、工事中に実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものです。

スライド 34 は、工事の概要になります。工事名称は中央新幹線伊那山地トンネル新設（戸中・壬生沢工区）、工事場所は長野県下伊那郡豊丘村神稲地内、工事契約期間は平成 30 年 9 月 6 日から令和 8 年 9 月 30 日です。工事概要は、工事施工ヤードの造成約 1 万 m<sup>2</sup>、トンネル掘削工が本坑約 4.4km、非常口トンネル約 1 km、発生土置き場については先ほど御説明したとおりです。

スライド 35、スライド 36 の路線概要及び工事位置は、スライド 3、スライド 4 と同様ですので、御説明は割愛させていただきます。

スライド 37 は航空写真です。戸中非常口の工事ヤード周辺について、拡大した写真で御説明させていただきます。

スライド 38 は、戸中非常口の工事施工ヤードを道路上から見下ろして撮影した写真です。

スライド 39 は、別の角度から撮影した写真です。

スライド 40 は、戸中非常口の工事施工ヤードとほぼ同じ高さから撮影した写真です。

戸中非常口の工事施工ヤードは、所定の高さまで切土又は盛土をし、整地します。また、ヤード内についてはアスファルト舗装を予定しています。

スライド 41 は、戸中非常口の工事施工ヤードの工事計画及び施工手順です。バックホウなどを使用し、一部所定の高さまで切土や盛土により整地し、仮設備設置箇所や重機車両の走行箇所はアスファルト舗装をいたします。

スライド 42 はトンネルの施工手順です。本工事では NATM を採用してトンネルを掘削します。穿孔・装薬、発破、発生土の搬出、鋼製支保工建込、吹付けコンクリート、ロックボルトの打設を繰り返し、掘削を進めてまいります。

スライド 43、スライド 44 の発生土置き場（戸中）の工事計画は、先ほどの説明と同様の内容ですので、御説明は割愛させていただきます。

スライド 45 は、戸中非常口工事施工ヤードと発生土置き場（戸中）の工事工程になります。今月、準備工の道路改良工事に着手しまして、発生土置き場（戸中）の工事は秋から、トンネル掘削は冬から予定しております。戸中非常口からの発生土については、戸中の発生土置き場のほか、本山の発生土置き場に搬入し、また、道路改良工事にも活用する計画です。

スライドの 46 は、工事用車両の運行ということで、月別の日平均当たりの最大台数をお示ししております。ポイント①では往復 1 日当たり最大で約 150 台、ポイント②では往復 1 日当たり最大で約 210 台を予定しております。

スライド 47 から環境保全措置の計画について御説明させていただきます。

環境保全措置については、大きく 3 つに分けて検討しております。

1 つ目としまして、工事施工ヤード及び発生土置き場の詳細な計画にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影響も考慮し、地形の改変範囲をできる限り小さくするよう計画しま

した。

2つ目のステップとしまして、そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を、建設機械、仮設設備等のハード面、係員配置等のソフト面の二方面から検討します。

3ステップ目として、必要な場合には、環境を代償するための措置について検討します。

スライド 48 の重要な種等の生息・生育地の回避検討ですが、希少種保護の観点から位置等の情報については非公開とさせていただいておりますので、お手元の資料 1-4 の 12 ページから 25 ページも併せて御覧ください。

工事施工ヤード及び発生土置き場の検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮するとともに、できるだけ多くの発生土を安全に盛土できるように計画したほか、工事施工ヤード及び発生土置き場周辺には重要な種等が確認されたことから、重要な種等の生息・生育地の回避検討を行い、重要な種等への影響について回避を図りました。

動植物の一部につきましては、回避のための措置を講じても生育環境が十分に保全されないと考えたため、代償措置を実施することとしました。

スライド 49 です。工事による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居等を考慮し、計画しました。主な環境保全措置について、次のページから順番に御説明させていただきます。

まず、スライド 50 は大気環境についてです。大気環境に係る主な環境保全措置としまして、工事中用仮囲い、防音扉、防音型バッチャープラント、低騒音型バックホウなどの保全措置をとる計画です。

スライド 51 は水環境についてです。工事施工ヤードでは、清水と濁水のルートを分けまして、濁水処理設備の設置等の環境保全措置をとる計画です。

スライド 52 は、発生土置き場の水環境に関わる主な環境保全措置です。発生土における細粒分の割合など、盛土工事の状況に合わせて、排水設備、仮設沈砂池及び調整池等を設置します。

スライド 53 は土壌環境についてです。主な環境保全措置として、土砂ピットにおける掘削土砂の適切な管理ということで、発生土置き場（戸中）に土砂ピットを設けます。土砂ピットに仕切りを設け、自然由来の重金属等試験結果の判定結果が出るまで土砂ピットに仮置きする計画です。

スライド 54 は、土壌環境に関する主な環境保全措置です。計画面では、適切な構造及び工法の採用ということで、最新の設計基準に基づく大規模地震を想定した設計の実施、より安全性を高めるための埋設工の設置、基準以上の降雨確率条件を用いた排水設備の設計の実施を行い、土地の安定性の確保を図る計画としました。工事実施時には、草木の伐開・除根を実施し、支持地盤上に分布する崖錐堆積物を撤去します。また、盛土補強材を重機械等の使用により損傷させないように注意して施工します。敷均し締固めは 30cm の層厚を基本として実施します。

スライド 55 は動物、植物、生態系についてです。環境保全措置の一つとして、タイヤ洗浄機を設置します。

スライド 56 は、車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置についてです。資材及び機械の運搬に用いる車両出入り口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄を行ってまいります。

続きまして、スライド 57 は重要な種の移設についてです。希少種保護の観点から位置等の情報については非公開にしておりますので、お手元の資料 1-4 の 48 ページから 50 ページを御覧ください。工事施工ヤード及び発生土置き場の検討にあたりましては、動物の重要な種が生育する箇所を回避することを前提に検討を行いましたが、アカハライモリについてはハビタットを回避することができなかつたため、工事前に確認調査を行い、対象種が確認された場合には移設を実施いたします。

スライド 58 は植物についてです。カキツバタ、コムラサキ、ミスミソウについて、生



育する箇所を回避することができませんでしたので、工事前に移植・播種を実施します。なお、カキツバタについては、既に移植・播種を実施しております。

スライド 59 から事後調査及びモニタリングについて取りまとめております。スライド 59 は、事後調査の内容ということで、水資源、動物、植物、生態系の要素につきまして、事後調査を実施する計画です。

スライド 60 は、モニタリングの実施内容ということで、大気質、騒音・振動、水質、水資源、土壌汚染、動物・植物の要素につきまして、モニタリングを実施する計画です。

スライド 61 では、モニタリングの調査地点をお示ししております。緑色の丸 2 地点で大気質と騒音・振動を、赤丸の地点と赤い三角の地点で水質の調査をする計画でございます。

最後に、スライド 62 は発生土置き場の管理計画についてです。国土交通大臣意見を受けて平成 26 年 8 月に公表した評価書において、発生土置き場の設置にあたっては、関係地方公共団体等と調整した上で、濁水の発生防止や土砂流失防止その他周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画を発生土置き場ごとに作成することとしており、今回につきましては、発生土置き場（戸中）について、工事中・工事完成後における管理計画を取りまとめております。

スライド 63 は、工事中の管理計画になります。発生土置き場（戸中）では、試験盛土ということで、設計に基づき、地盤支持力や盛土強度が確保されているか確認します。また、事前処理工としまして、現況地盤と盛土材との密着を確実にを行うため、段切工を実施します。

スライド 64 は、工事完了後の管理計画です。発生土置き場（戸中）の工事完了後の管理については、当社で、点検・保守項目及び観測内容についてスライド 64 に記載のとおり行う計画です。

スライド 65 は工事完了後の管理計画の続きとなりますが、点検・保守及び観測により地下水位を確認します。万が一盛土内の水位が常時水位より上昇した場合は、原因を追究し、必要により斜面部又は集水井から水抜きボーリング対策を実施する計画です。

御説明は以上となります。

片谷委員長

かなりボリュームのある内容でしたが、時間をうまく抑えて御説明いただき、ありがとうございました。

早速ですが、御説明いただいた内容について、委員の皆様から御質問や御意見等をいただくことにします。資料 1 のスライド番号を指定した上で御発言ください。本編を参照する必要がある場合は、本編のページ番号を御指摘ください。

希少動植物の生息・生育場所が明確になるような内容の御発言の場合は、その都度非公開で審議したいと御指摘いただくようお願いします。

まずは、前半部分のスライド 30 までの内容について御発言いただきたいと思います。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

土地の安定性について質問させてください。

スライド 9 の航空写真に、写真の撮影位置①、②、③が示されています。土地の安定性について盛土部分を解析されていますが、撮影位置①の上流と撮影位置②の上流の地形がどうなっているかが重要だと思いますので、まずこの点について教えてください。

片谷委員長

回答をお願いします。

事業者

平永

（東海旅客鉄道

スライド 9 にお示した撮影位置①及び②のさらに上流がどのようになっているかという御質問ですが、スクリーンの図面をご覧ください。図面上で発生土置き場計画地の周囲に青い線でお示ししているのが流域です。発生土置き場の東側に尾根があります。

株式会社)	撮影位置①と②の上流につきましては、同様の谷地形になっておりまして、発生土置き場計画地の流域に降った雨が流れ込むようなかたちになっています。
梅崎委員	図面上で囲んであるところが尾根の頂上部だと考えてよろしいですか。
事業者 平永	さようございます。
梅崎委員	そうすると、撮影位置②やその下の場所もかなり沢筋が長いんですね。
事業者 平永	はい。
梅崎委員	分かりました。それを踏まえて、スライド14に盛土の断面図がありますが、盛土自体の安定性はしっかり検討していただくことにして、豪雨のときに土石流の原因にならないかということが懸念されます。どれくらいの豪雨を基準として用いるかにもよりますが、豪雨時の流量に対し、どのくらいの排水量を計画されていますか。
事業者 平永	計画地周辺の流域に降る雨につきましては、盛土に直接流入しないよう、計画地の東側に付替水路を設置するよう考えております。今御指摘のありました、撮影位置①や②から流入する雨水につきましては、盛土の中に流入させず、スライド13の平面図において黄色の線で示した付替水路から直接虹川へ流入させる計画にしております。この河川の流量につきましては、100年確率を用いて計算し、設計しております。
梅崎委員	例えば、おおよそ1分間の量はどれくらいですか。
事業者 平永	過去の36災害時の雨水量との比較を用いた資料をスクリーンにお示ししておりますが、水路は8割水深で秒当たり2.6m <sup>3</sup> の水を流せる断面を確保しております。
梅崎委員	スライド14の盛土の断面について確認です。標高が示されていますが、図面の縦横の比率は1対1ということよろしいですか。
事業者 平永	さようございます。
梅崎委員	先ほどの流量を踏まえて、排水管の径はどのようになっていますか。
事業者 平永	スライド13で青い線で示されている開水路の方は、高さ0.5~1.1m、幅0.5~1.1mとなっております。これは、下流にいくほど大きな構造となっております。
梅崎委員	分かりました。しっかり計算されているようですが、今示していただいたような内容は本編のどこかに載っていますか。
事業者 平永	水路の大きさ等は本編には記載しておりません。

梅崎委員	先ほどの流域の計算ですとか、豪雨時の災害についての懸念は重要なところだと思いますが、本編には記載されていないんですね。
片谷委員長	記載していただいた方が望ましいという指摘はさせていただきます。 では、富樫委員どうぞ。
富樫委員	梅崎委員が質問された盛土の件と関係します。盛土の安定計算をされる際に、基盤はしっかりしていると思いますが、その上に薄く乗っている河床堆積物があります。河床堆積物は除去しないという計画でしょうか。
事業者 平永	ただいまの御質問ですが、スクリーンに当該エリアのボーリング結果をお示ししておりますので、御覧ください。基礎地盤と言われるN値50のところまでは、まず、表層のやや軟弱な路盤を全て除去してから盛土することを考えております。
富樫委員	表層のやや軟弱な路盤を除去するという内容は、どこにも書かれていないと思います。 例えば、円弧滑りの計算をされていますが、資料1-2の環4-1-4ページあたりの断面も表層を除去していない断面になっています。
事業者 平永	資料1-4の64ページを御覧ください。まず、支持地盤を出す工事の考え方につきましては、事前処理工としまして、支持地盤上に分布する崖錐堆積物を撤去した上で、現状地盤と盛土材との密着を確実にするため、段切工を実施すると記載しております。これにつきましては、確実に実施してまいります。
富樫委員	崖錐と河床堆積物は別物です。滑り面がちょうど河床堆積物にかかっている断面であれば、河床堆積物のところで滑るということを示しています。河床堆積物の処理はどうされますか。
事業者 平永	比較的深い箇所での滑り断面の検討においては、河床堆積物が基礎地盤の上に乗っている状態の現況地盤で安定計算をしていますので、さらに安全を期するために、先ほどのボーリング調査結果を基に、やや軟弱な地盤は除去してから施工することを考えています。
富樫委員	先ほどの柱状図に戻っていただきたいのですが、一番浅いところの層は、場所によってはN値が1や2に満たず、これはやや軟弱な地盤ではなく、非常に軟弱な地盤です。つまり、河床堆積物は、ところどころに非常に軟弱なものを挟んでいる堆積物になります。 ですから、非常に軟弱なものを含んでいるという前提で、除去して安全を図るくらいのことをしないと、20m以上盛土したときに、滑るとしたら一番軟弱なところから滑りますから、そこは崩壊が起こらないようにきちんと対応してほしいと思います。
事業者 平永	御指摘のとおりでございます。私の説明が悪かったかもしれませんが、支持地盤上に分布する堆積物については除去し、その上に段切工を実施して盛土をしていきますので、先生の御指摘のとおり施工していきます。
富樫委員	ぜひそのようにお願いします。
片谷委員長	ありがとうございました。 続いて、中村寛志委員お願いします。

中村寛志委員

2点あります。

まず、スライド25についてです。発生土置き場のアセスは、特に動植物については評価しにくいところです。今回みたいに、発生土置き場計画地にある沢が全部排水管に替わってしまうと、沢の底生動物は完全にいなくなってしまいます。

個別の種についてお聞きしたいのですが、資料1-4の16ページで見ますと、オオコオイムシとクズハキリバチがちょうど改変の可能性のある範囲内で確認されています。アカハライモリについては、どこかに移設するという措置がきちんと書かれていますが、オオコオイムシとクズハキリバチの2種については、周辺に同質の生息環境があると記載されていて、保全措置は書かれていません。

まず、具体的にどれくらいオオコオイムシの生息場所があるか、あるいはどれくらいオオコオイムシが確認されたかということをお聞きしたいと思います。

それから、クズハキリバチについては、巣を作っているところなのか、それとも餌にするクズの葉っぱがたくさんあるところなのかお聞きしたいと思います。

片谷委員長

では、お願いします。

事業者  
小池  
(東海旅客鉄道  
株式会社)

最初に、アカハライモリにつきましては、こちらの調査で確認され、しかもこの戸中発生土置き場にかかる生息環境は完全に消滅しますので、工事前にしっかりと確認をして、アカハライモリが再度確認されれば、確実に移設することを考えています。

資料1-4の16ページのハビタット図は評価書段階で作成したものでして、さらにアカハライモリを代表種に選定しておりましたので、そういった資料を活用するかたちで、今回の場所もアカハライモリについて記載しています。

もう1つの質問については、専門の者からお答えします。

コンサルタント  
武田  
(株式会社復建  
エンジニアリン  
グ)

ただいまのオオコオイムシとクズハキリバチについての御質問ですが、資料1-1の4-4-2-23ページの現存植生図を御覧ください。

オオコオイムシは概ね湿地性のもになるかと思います。4-4-2-23ページでは、24番のイーミゾソバ群落や21番のツルヨシ群集が湿地の植生でして、わずかに湿地があるという状況ですが、昔はおそらく水田として使われていただろうと思います。現状としては、多年性草本の群落に遷移し、さらにオニグルミも入ってきて、今はコナラ群落に既に向かっている状態です。その間にぼつぼつとある小さな湿地でかろうじて生息している状態であると御理解いただければと思います。

改変区域の外側に、例えば24番のイーミゾソバ群落が北側に細くありますが、ここは台地の上で比較的平坦な放棄水田です。こういった場所がぼつぼつとまだありますので、特に移設は行いません。

アカハライモリについては、生態系の考え方で、移設という流れになっております。

全体としては、事業計画地周辺は全く使われておりませんので、放っておけばどんどん乾いていって、いなくなる流れになるかと思います。

中村寛志委員

アカハライモリについては、しっかりと評価して移設するというかたちですね。

オオコオイムシがなぜこんなところにいるのかと思ったら、昔の水田の跡なんですね。

コンサルタント  
武田

そうです。現状として水があるかどうかは、どんどん遷移してしまっていると思いますので、今の時点では分かりません。

中村寛志委員

同じような環境がまだこのヤード以外にもあるから移設をしないという考え方ですね。

コンサルタント  
武田

そうです。

中村寛志委員

クズハキリバチは、巣を見つけたというわけではなくて、成虫を見つけただけですか。

コンサルタント  
武田

そうです。

必ずしも移設しないということではなくて、アカハライモリを移設する際に、オオコオイムシも採れれば一緒に移設するという流れはあると思います。

中村寛志委員

アカハライモリも同じような環境になると思いますので、せっくならオオコオイムシも、オスが卵を背負っているときにでも採って、移設してあげたらいいかなと思います。

次は、生態系についてです。

生態系の評価は、今まで、典型種といったかたちでやっていましたが、この戸中発生土置き場ですと、計画地の生態系は完全に破壊されてしまいます。特に、沢を排水管にすると水の生態系もなくなって、盛土した上にどのような植生ができるかも全然分からない状況になります。これをどのように評価するかは、なかなか現状では難しいと思います。

この発生土置き場ではオオムラサキを典型種として評価していて、それはそれでいいと思いますが、結構細かく調べられているベントス（底生生物）のリストがあると思いますので、できれば、そのリストとこの事業計画地近くの別の発生土置き場で調査した結果とを比較して、種の類似度が1に近ければ、それは水管にしてもいいだろうという評価になると思います。

アセスの手法には書かれていませんが、そういう方法もあるのではないかという提案です。

片谷委員長

中村寛志委員から提案がありましたので、取り入れていただけるとありがたいと思いますが、事業者さんいかがですか。

事業者  
小池

御意見ありがとうございます。すぐにお答えできる材料がありませんが、貴重な御意見をいただきましたので、やり方については検討させていただきます。

中村寛志委員

この事業計画地と似たような発生土置き場があると思いますので、事後調査をされる際に少し調べていただいて、その結果を使ったらいいのではないかと思います。

事業者  
小池

ありがとうございます。

片谷委員長

生態系の部分は、アセス法上の事後調査の対象にもなります。事後調査をするときに可能な範囲で反映させていただきたいという趣旨の提案ですので、御検討をお願いいたします。

新たに委員になられた方は、事後調査とモニタリングという言葉の区別が不明瞭に感じられたかもしれませんので、若干御説明します。

少なくともこの事業においては、事後調査とモニタリングという言葉を使い分けています。事後調査は、アセス法上で決められた手続の一部です。アセス手続の段階で不確実性があればそれを事後に調査して、必要に応じて保全対策に反映させるという趣旨のもので、

モニタリングは、アセス法上の事後調査には含まれていませんが、まだ事業計画が不確

定であったりして、アセス手続のときに想定し得なかった変化が起こり得るという前提のもとに、知事意見の中でお願いしたことに対応して、事業者さんが自主的に追跡調査をしているというものです。やっている作業は事後調査と共通する部分がたくさんあるのですが、アセス法上の背景が異なるということで御理解いただきたいと思います。

山室委員、何か御発言がありましたらお願いします。

山室委員

少しこちらで映像が見えない状態がありまして、指名されていたことにすぐに気付かせませんでした。

現時点では特にありません。

片谷委員長

分かりました。また後ほど御発言をいただく時間を設けますので、お願いします。

山室委員

承知いたしました。

片谷委員長

私が所属する大学でもそうですが、大人数のクラスで一斉に ZOOM を繋いでいると、ときおり学内の回線がパンクすることが起こります。おそらくそれに近い状況なのではないかと思っておりますので、音声や画像が届きにくいときもありますが、また後ほど問い掛けてみたいと思っております。

では、大窪委員お願いします。

大窪委員

先ほどの中村寛志委員の質問と関連する質問です。先ほどアカハライモリについて保全措置を行うと説明がありましたが、同じ場所で確認されているモリアオガエルについては、周りの環境でも生息が可能だという理由で何も保全措置がされない点に疑問を感じております。

アカハライモリとモリアオガエルを比較すると、この地域では、天竜川の西岸では野底山のモリアオガエルが県の天然記念物に指定されていまして、非常に貴重な種になっています。アカハライモリよりも希少性が高いモリアオガエルについて、周辺にも生息環境があるという理由から何も保全措置をせず、生態系の指標種にしているアカハライモリだけ保全措置を行うという考え方は、少し違うのではないかと思います。

片谷委員長

では、事業者さんから御見解をお願いします。

事業者  
小池

まず、先ほど大窪委員から御意見のありましたモリアオガエルですが、我々も重要な種として認識しておりまして、例えば、以前御審議いただいた大鹿村内発生土置き場（青木川）では、モリアオガエルを移設するという対応させていただいております。

一方で、戸中につきましては、発生土置き場として整備する場所の周辺の状況やアカハライモリの移動性から、我々としては、アカハライモリについては移設ということに判断させていただいております。

モリアオガエルにつきましても工事前の調査で確認されれば検討しますが、現段階では、アカハライモリについて移設ということに書かせていただいております。

大窪委員

長野県の南部地域ではモリアオガエルの方が希少性が高く、それほど移動性も高くないので、割とハビタットが限られてきます。モリアオガエルの方の保全措置を検討すべきだと思います。

事業者  
小池

アカハライモリではなくて、むしろモリアオガエルをということですね。

大窪委員	モリアオガエルの方がふさわしいと思います。認識が違うと思いました。
事業者 小池	我々としても専門家の先生に御相談させていただいて、対応を検討させていただきたい と思います。
片谷委員長	それでは、これは助言の中に盛り込んで、検討していただくようにしましょう。 では、陸委員お願いします。
陸委員	人触れについて質問と意見があります。スライド30で、キャンプ場からはかなり遠い ので工事完了後には影響があまりないと書いてありますが、工事が始まってから5、6年 施工するわけで、工事が順調に動くまでに重機を運び込むなど、道路を様々なかたちで工 事に使用することになり、キャンプ場へのアクセスが妨げられるようなことも出てくるか と思います。そのような場面での影響の評価と影響を軽減するための措置についてもぜひ 検討していただいて、盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。
片谷委員長	事業者さん、御回答いただけますか。
事業者 小池	御質問ありがとうございます。戸中の工事を行うに当たって、重機等を運んでくるとき に一般車両の通行が妨げられるのではないかと御意見だと思います。 計画地の先に戸中の集落がありますので、そういったところへの通行をしっかりと確保し ながら工事をしていかなければいけません。我々としては、集落の先のキャンプ場への通 行も含めて、車両の通行ができないということにならないように、しっかりと切り回し等 をしながら進めさせていただきます。
陸委員	ぜひよろしくお願いします。
片谷委員長	では、北原委員どうぞ。
北原委員	水に関してお尋ねしたいと思います。 一つは、下ツ沢の河床勾配と、常水があるのかどうかを教えてください。 計画地はひとつの流域になっていますので、工事に当たって、水系図や盛土する部分の 河床勾配、流入河川の河床勾配、常水があるのかどうかといった基本的なことは、浮遊物 質量（SS）や盛土の崩壊の話をする際の土台になりますから、きちんと示していただ きたいと思います。
片谷委員長	いかがでしょうか。
事業者 平永	地元の方は下ツ沢をクダツ沢とおっしゃっているのでクダツ沢と呼ばせていただきます が、元々の現地盤に沿って下ツ沢が流れておりまして、現地盤の勾配は約14%となっ ております。 先生、常水というのは何でしょうか？
北原委員	常に水があるかどうかです。
事業者	こちらは村が管理しているところでございます。常に水があるというより、雨が降っ

平永	たときに水が流入してくるような状況です。
北原委員	<p>資料 1-1 の 4-2-1-4 ページに SS（浮遊物質）及び流量の状況が記載されていますが、豊水時の流量が 0.010、低水時の流量が 0.011 となっていて、豊水時と低水時が逆転して非常におかしな状況になっていると思います。これは豊水、低水ではなく、夏と冬の 2 回しか調べていなかったということではありませんか。</p> <p>盛土をするのであれば、一年分くらい調査したり、あるいは、大雨の直後とずっと日照りが続いているようなときに測って、大流量のときと小流量のときくらいは調査して、そのときの SS（浮遊物質）を出すべきではないでしょうか。</p> <p>1 年に 2 回同じくらいの流量のときに測っただけでは、盛土する部分の河川について、基本的な事項をきちんと調べていないということになります。</p>
事業者 小池	<p>まず、事実関係から御説明します。御指摘いただきました資料 1-1 の 4-2-1-4 ページでは、おっしゃるとおり 2 回の調査結果をお示ししております。豊水と低水とありますが、そもそも流量が少ないので、実際に数値は誤っていませんが、測った際に低水時の方が少し流量が多かったということです。</p> <p>もっと長い期間の流量の調査結果が必要ではないかという御意見ですが、今の検討の中では、県の基準等を使いまして、そこから 100 年確率の降雨量を使って設計させていただいております。</p> <p>川の流量としては、参考として記載させていただいておりますが、4-2-1-4 ページに示した以上に長期間にわたるデータは持ってありません。</p>
北原委員	<p>それは仕方がないかもしれませんが、少なくとも、豊水時、低水時という言葉は間違っています。</p> <p>ここで SS（浮遊物質）が問題になってくると思いますが、その SS（浮遊物質）について気になる表現があります。</p> <p>資料 1-1 の 4-2-1-8 ページに水の濁りについての事後調査の記載があります。非常に水が少ないときに調査をして、きちんとした対策をとるから大丈夫だというようなことが書かれていますが、これは少し言い過ぎではないかと思えます。</p> <p>虻川については、下流の一般の方々がおられるところまで影響していくわけですから、SS（浮遊物質）については、事後調査を実施しないのではなく、一定期間は実施すべきだと思います。施工後も事後調査を実施すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。</p>
事業者 小池	御質問をいただいた SS（浮遊物質）の関係ですが、資料 1-4 の 61 ページに記載のとおり、モニタリング調査として確認させていただくことを計画しております。
片谷委員長	これも先ほど私が申し上げた事後調査とモニタリングという言葉の使い分けになっておまして、アセス法に基づく事後調査は環境影響評価書が受理された時点で確定しています。モニタリングは、事業者として自主的に実施するという位置づけになってはいますが、その結果は技術委員会に御報告いただいている状況ですので、チェックがされないというものではありません。
北原委員	<p>そのモニタリングは、工事前に 1 回、工事中に年 1 回、渇水期に実施と記載されています。</p> <p>私が言っているのは、工事が終わった後の調査です。これだけの土地改変が行われるわけですから、工事が終わった後も一定期間きちんとやるべき責務があるのではないかと思います。</p>



事業者  
小池 今御意見いただいた部分については、我々の考えに入っていなかった部分ですので、また御意見をいただいて、検討させていただきたいと思います。  
ありがとうございます。

北原委員 下流まで影響しますから、ぜひ工事後も調査してください。要望します。

片谷委員長 県からの助言に盛り込まれると思いますので、事業者さんは鋭意ご検討ください。

北原委員 もう一ついいですか。  
資料の中に計画地の災害履歴と保全対象の話が載っていませんでした。この大島虻川線では、計画地より上流側に民家等はないのでしょうか。スライド9の航空写真を見ると、下ツ沢の上流のところに家屋が見えるのですが、こちらは住まわれていますか。

事業者  
小池 スライド9の一番右に写っているお宅は住まわれています。そのお宅から道路を下って行って、戸中非常口と表示したさらに左下の方に道路が通っておりまして、写真には写っていませんが、その先に戸中の集落があり、お宅が2軒あります。

北原委員 そうしますと、下ツ沢がもし調整池で賄いきれなくて、水や土砂が流出してしまった場合、この大島虻川線は通行できなくなる可能性もあるわけですね。

事業者  
小池 調整池は流量を確保できるように整備しますが、もし水があふれた場合は、沢は虻川に流れ込んでいますので、大島虻川線は跨がないかたちで、虻川まで流れていくかたちになります。

北原委員 これは跨ぎませんか。  
盛土部分に沿って通っている道路がもし通行できなくなった場合には、虻川沿いの上流の2軒が孤立してしまうということですね。

事業者  
小池 そうです。今の先生の御意見については、資料1-4の62ページを御覧ください。62ページの図に赤で書いてある道路が周辺の方がお使いになる道です。図面の右下に縮尺が書いてありますが、縮尺の250という数字の辺りにお宅が2軒あります。

北原委員 その道路が通行できなくなってしまったときには、この2軒が困るわけですね。

事業者  
小池 そうです。資料1-4の62ページに赤く示した道が寸断されると、その2軒のお宅まで行くことがなかなか難しくなると考えます。  
先ほどお話しがあった調整池についてですが、62ページの図面の真ん中辺りに調整池が書かれております。位置関係としては、万が一調整池から水が溢れた場合は、直に虻川に流れることになります。

北原委員 二重三重に住民の安全を保障していただきたいと思います。この道路がきちんと保全されるようにお願いします。

事業者  
小池 御意見ありがとうございます。我々としても、その道の安全がしっかりと確保されるように工事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

片谷委員長 工事を原因とするような道路の崩壊などが起こらないようにしてほしいという趣旨の御指摘だと思いますので、その点に十分配慮していただくようお願いいたします。  
では、高木委員どうぞ。

高木委員 御説明を聞きながら、だんだん分からなくなってきたところがあるので、確認させていただけますか。スライド41についてです。

片谷委員長 今はスライド30までを議論していますので、スライド41は少し待ってください。

高木委員 では、工事計画について確認させてください。  
トンネルを掘って出てきた土を非常口トンネルから外に搬出して、ベルトコンベアで土砂ピットの方へ運び、土砂ピットのところで重金属等の確認をした後にトラックに乗せ、村道中央横断線を通して発生土置き場（戸中）の適切な場所に移動させていくという理解でよろしいですか。発生土置き場（戸中）ではバックホウやブルドーザーなどで整地していくというのが全体の流れだろうと思っていましたが、それでよろしいでしょうか。

事業者  
平永 今回の先生の御指摘の中で、ベルトコンベアで土砂ピットまで土砂を運んで、そこから工  
事用車両で移動するということはそのとおりですが、まず、計画地は谷筋になっており  
ますので、一番低いところから順番に盛土していくため、中央横断線を通るのではなく、  
発生土置き場計画地の中で順次盛土をしていくというかたちになります。

高木委員 そうすると、トラックは道路は使わずに、発生土置き場の敷地内を行ったり来たりして  
処理をしていくということですか。

事業者  
平永 そのような計画になっております。

高木委員 分かりました。スライド41はまた後で聞いた方がいいですね。

片谷委員長 それは後ほどお願いします。  
佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員 スライド29の景観についてですが、主要な眺望点として、虻川の南側の福島てっぺん  
公園からの景観の変化について書いています。緑化による植生等の配慮をすることで景観  
等への影響を低減できまると書いてありますが、言葉だけでは分かりません。  
景観に関しては、現状の写真、工事終了間際の写真、そして緑化した後の写真を載せる  
と、確かに景観への影響を低減しているということが分かりますので、写真を載せてくだ  
さい。これが1点目です。

片谷委員長 本編にも写真は載っていませんね。何か掲載できなかった理由がありますか。

事業者  
平永 本編にも、主要な眺望点からの写真ですとか、緑化後の状況を想定したイメージ図は掲  
載してはおりませんが、例えば、地元の方には、スクリーンに映しております参考資料のよ  
うな絵を示しつつ御説明させていただいております。

佐々木委員	スクリーンに映していただいたような資料があるのでしたら、ぜひ本編に載せてください。
	2点目ですが、緑化の手法は何でしょうか。例えば吹き付けですとか、どのようにして緑化するのでしょうか。また、どんな植物を盛土に植えていくのでしょうか。
事業者 平永	スクリーンに映している参考資料にも書いてございますが、平坦部は植樹により緑化し、斜面部は種子吹付けにより緑化することまでは決めています。
	どういった種類の種子がいいのか、どういった種類の樹木がいいのかという点につきましては、地元詳しい専門家の先生もいらっしゃいますので、今後、相談しながら決めてまいりたいと考えております。
片谷委員長	よろしいですか。 では、井田委員どうぞ。
井田委員	スライド27に「ハビタットの質的変化は小さい」と書かれています。生態系・動物・植物全てを含めての観点で申し上げたいのですが、今回の事業地は、土地改変によりだいぶ森林が伐採されると思います。全体の森林の面積から見れば確かにわずかな土地ではありますが、事業地の森林の面積が実際にどれくらい減るのかというデータがありませんので、何をもちてハビタットの質的変化が小さいとおっしゃっているのか分かりません。 それから、実際に伐採される森林は小さな面積だとしても、林縁がかなり生じると思われます。新たな林縁の発生に伴う周りへの影響が評価されていない点が気になります。 今回対策がとられている種は、事業計画地内で確認されているものだけが取り上げられています。一方で、事業地周辺の重要な種の分布を見ますと、割と計画地ぎりぎりのところに分布している種もあります。林縁が生じることで、これらの種への影響も十分考えられますので、林縁が生じることによる影響も評価していただきたいと思います。
片谷委員長	林縁に対する配慮という御指摘ですが、いかがですか。
事業者 小池	まず、2点目に御指摘いただいた林縁の対策についてですが、植物についての環境保全措置として、林縁が生じてきてしまいますので、林縁保護植栽をすることによって、重要な種の生育環境を確保していくということを書かせていただいております。林縁が生じることによる影響については認識しておりますので、林縁保護植栽を行って、林内環境への影響を軽減していきたいと考えております。
井田委員	林縁保護植栽について、どのようなものを植えるお考えでしょうか。
事業者 小池	先ほど平永からも話があったところですが、林縁保護植栽についても地域の専門家等に話をうかがいながら、今後どういった植物が適切かということは決めていきたいと考えております。現時点では、何を植えるかは確定しておりません。
井田委員	分かりました。 林縁保護植栽をされるとしても、工事によって林縁が生じた後、すぐに植栽した林縁保護植栽が効果を発揮するとは思えないので、ぜひ、林縁部にどのような影響がどの程度生じるかということ調べていただきたいと思います。
事業者 小池	一つ目でいただきましたハビタットの質的変化についてですが、評価書段階で作成したハビタット図にほかの発生土置き場等の計画が具体化したものを追加するかたちで記載さ

せていただいているところです。

そういったなかで、それぞれのハビタット図を図面として記載させていただいておりますが、地域全体的な状態を見て評価させていただいているところです。一方で、この発生土置き場の周りに、動物・植物といった観点から、どのような種がいるか確認をして、それぞれ対策をとっていくということで、対応しております。我々としては、しっかりと動植物の生息・生育環境について確保していきたいと考えております。

井田委員

分かりました。

林縁が生じて、工事後一気に林縁部が明るくなると急激な環境変化があると思しますので、事業区画から少なくとも何メートルかは影響を調べるなど検討していただきたいと思っております。

片谷委員長

より注意深くという御指摘です。

事業者  
小池

御意見ありがとうございます。我々としても、林を伐採することによる林縁部への影響は、評価書段階から御意見をいただいているところでもありますので、しっかりと取り組んでまいります。

片谷委員長

では、大窪委員どうぞ。

大窪委員

佐々木委員と井田委員の御発言との関連です。

資料には植生工と書かれていますが、一般的には緑化工と言います。

発生土置き場の法面の緑化ですとか、発生土を置く面はブルドーザーで均して盛土を繰り返すようですので、その植物の管理は非常に重要になってくると思っております。

住民の方への御説明の資料をスクリーンに映していただきましたが、そのような資料があるのであれば、私たちの資料にも載せていただきたかったと思っております。

また、自然に配慮した緑化工の考え方は、緑化工学会でもまとめられていますので、これから専門家に聞くのではなく、ある程度の方針は出していただけたらと思っております。その内容を資料として載せていただいて、具体的なお答えをいただきたいと思っております。この地域にもともとある植物を用いたり、切土をする際に表土を残しておいて、その表土を用いながら緑化するといった手法は、かなり前から行われてきています。地域の個体群を使って緑化をしていくといった具体的なご提案をいただきたいと思っております。具体的な方針がありましたら教えてください。

事業者  
平永

本日の資料に地元でお示しした資料が入っていなかったという御指摘につきましては、申し訳ありませんでした。改めて社内でしっかりと検討させていただきます。

もう1点は、緑化については既に指針があるので参考にすべきではないかという御指摘でございました。こちらにつきましては、勉強不足で申し訳ありませんが、改めて勉強させていただいて、このような場でしっかりと方針をお示しできるようにしてまいりたいと思っております。

また、表土につきましては、先ほど堆積している土をとっておくというお話がありましたが、土を一旦よけてから盛土をして、崖斜面だとなかなか植生が付きませんので、最終的に植生をする際の土として活用することは考えております。

大窪委員

日本緑化工学会が提案されている方法など、これまでも自然に配慮した緑化の手法が検討されているので、ぜひ参考にしてください。

片谷委員長 既にガイドライン的なものがあるので、そういったものをできる限り取り入れて施工していただきたいという要望です。

大窪委員 全体的な環境保全の方針として、外来種の拡大抑制という項目が挙げられていますが、緑化工をしたり、盛土に空隙地を設けたりすると、外来種は自然に入ってきます。大まかな外来種の拡大抑制という措置だけでなく、まずは外来種の侵入を防ぐことが一番ですので、侵入もシャットアウトするように計画を立てていただきたいと思います。

片谷委員長 では、今の点も参考に採り込んでいただいて、対応していただくようにお願いします。今、山室委員にお伺いしたところ、今までのところに関しては特段の御発言がないということです。まだ御発言があらうかと思いますが、全体の時間が厳しくなってきましたので、一旦次に進むことにします。スライド31から最後のスライド65までについて、御質問や御意見を承ります。先ほど高木委員が発言しかけたことがありますので、最初に高木委員に伺いましょう。

高木委員 スライド46に工事用車両の運行の図がありますが、それを見ると、村に近い方だと思われるポイント①では1日に150台のトラックが走ると書かれています。ポイント②は虻川の上流だと思いますが、そこでも210台の発生土の運搬があると書いてあります。資機材や発生土と書かれていますが、発生土はどこから持ってくるものなのか教えてください。

事業者  
熊崎  
(東海旅客鉄道  
株式会社) スライド46に関しては、資料1-4の6ページを御覧ください。戸中非常口の発生土は、発生土置き場(本山)と発生土置き場(戸中)に運搬し、また、戸中非常口の下流で行う道路改良事業で活用する計画を考えております。ポイント①は、戸中非常口から出た発生土を公共事業活用地に運搬する車両と非常口に資機材を運ぶ車両の数を足して、ピーク時150台と示しております。一方で、ポイント②ですが、戸中非常口の発生土を発生土置き場(本山)に運ぶ際のピーク時210台ということでお示しさせていただきます。

片谷委員長 まだ高木委員は現地に行かれていないと思いますが、この本山の発生土置き場はかなり巨大でして、そこに大量の土を運ぶので、ポイント②の方が台数が多くなっています。

高木委員 戸中の非常口トンネルから出た土をその本山の発生土置き場に運んでいくという理解でよろしいですね。

事業者  
熊崎 はい。本山の発生土置き場につきましては、今のところ容量130万 $\text{m}^3$ ということで、坂島工区と戸中工区の両工区から発生土を運ぶ予定になっております。戸中工区からは約43万 $\text{m}^3$ の発生土を運搬する計画です。

高木委員 分かりました。疑問が解けました。ありがとうございました。

片谷委員長 では、小澤委員どうぞ。

小澤委員 土壤汚染に関して質問します。スライド53です。戸中非常口から出た土壌を戸中発生土置き場内の土砂ピットに運んで、そこで自然由来の重金属の判定をするということですが、ここで仕分けされた土壌は、仕分け後どのよう

に扱われるのでしょうか。特に、要対策土はどのように扱われるのでしょうか。

土砂ピットに判定する分を仮置きすると記載されています。以前の工区の説明ですと、とりあえず要対策土はストックするスペースがあったかと思いますが、ここではどのように取り扱う予定なのか教えていただきたいと思います。

片谷委員長

御回答をお願いします。

事業者  
熊崎

非常口から掘削で出た発生土は、今おっしゃったように全て戸中発生土置き場まで持って行って、土砂ピットで判定します。資料1-4の6ページにございますが、土砂ピットで判定をして、自然由来の重金属などの要対策土が発生した場合には、図2-5の真ん中から右上の辺りにある発生土仮置き場（坂島）に仮置きする計画です。

小澤委員

判定が終われば、そのまま戸中から発生土置き場（坂島）へ運ぶということですか。

事業者  
熊崎

掘削した発生土は戸中の発生土置き場で判定しますので、まずは戸中発生土置き場まで持って行きますが、判定の結果要対策土である場合には、そこから発生土置き場（坂島）まで持って行くことになります。

小澤委員

資料1-4の38ページに、土壤汚染に関し、有害物質の有無の確認と基準不適合土壤の適切な処理という項目があります。その項目の実施箇所として、発生土置き場に設置する土砂ピットで確認を行うと書かれていますが、その後どうするのか記述されていなかったの質問しました。判定後の処理がほぼ決まっているのであれば、この項目のところに記述していただくのも一つの方法かと思います。

事業者  
小池

御意見ありがとうございます。今の御意見は、ほかの工区では要対策土が出た場合の対応が分かりやすかったというお話だったかと思います。分かりやすく示してほしいという趣旨の御意見だと思いますので、どのようにしたら分かりやすいかという点は、検討させていただきます。

小澤委員

分かりやすく記述していただければいいかと思います。

片谷委員長

要対策土は坂島の仮置き場に持って行くとして、処理はどこで行いますか。

事業者  
小池

仮置きするところまでは決まっていますが、最終的にどう処理するかはまだ確定していません。これまでも、最終的にどう処理するか決まったらできるだけ早く公表するようにという助言をいただいておりますので、その点は我々もしっかりと理解しているつもりです。最終的にどう処理するか決まりましたら、しっかりと御説明したいと考えております。

片谷委員長

おそらく地域住民の方々も懸念される場所だと思いますので、今すぐには無理でしょうが、きちんとしたルートで発生土を運んで、きちんとした場所で処理がされるということを確認させていただくようにお願いします。

小澤委員、よろしいですか。

小澤委員

ただいまの質問はそのような回答で結構です。

追加で、スライド60の一番下に書かれている文言について、確認したいことが2点あ

ります。

1点目は、当然、戸中発生土置き場には不適合でない土が置かれますが、※2に「基準等との差が小さい場合に実施」と記述されています。差が小さいとは具体的にどのくらいで考えているのかお伺いしたいと思います。

2点目は、発生土を何回も運び入れると思いますが、例えば、基準等との差が小さい土を1回でも運び入れれば、その後ずっと調査の対象になると考えていらっしゃるでしょうか。

片谷委員長

即答できない場合には、後日事務局あてに御回答いただくことも可能です。

事業者  
小池

基準等との差が小さい場合とはいくつかという御質問ですが、今は答えを持ち合わせておりませんので、後日回答させていただきたいと思います。

小澤委員

分かりました。もう1点の方の、搬入土壌に関して、例えば、基準との差が小さい土が1回でも入れれば対応するののかという点は、その考え方でよろしいでしょうか。

事業者  
小池

だんだんと発生土が搬入されてきますので、搬入される発生土の平均で判断します。

小澤委員

結果が出ている発生土の平均を見ながら考えていくということですか。  
可能ならば、そのような方針だということをご掲載していただけたら、住民の方も理解しやすいと思います。

事業者  
小池

御意見として承りましたので、検討させていただきたいと思います。

片谷委員長

今、音声の状況があまりよろしくないのですが、山室委員からチャットで質問が届きました。これは私も関心があります。

先日の大雨で長野県内でも被害が発生しましたが、アセス手続の段階で想定された降水量と先日の豪雨のときの実際の降水量とでは、どちらがどのくらい大きかったのでしょうか。

私から追加で質問しますが、リニアの工事予定地、あるいは工事が始まっている場所で、降雨が何らかの障害を招いたということはなかったのでしょうか。

事業者  
平永

まだ先日の雨のデータの集約ができておりません。先ほど少しスクリーンに映した参考資料を御覧いただければと思いますが、これは、2年前の西日本豪雨の際に降った雨を分析し、100年確率で設計している戸中発生土置き場の排水設計に合うか検討したものです。現在の長野県の基準で言うと、この100年確率降雨で計算したところの8割水深の設計は少し上回りますが、全断面流せる範囲内には、2年前の西日本豪雨の雨のみのみ込めます。このような比較はしていますが、今回の雨についても同様の検討をする必要があると考えております。

2点目については、県内には工事に着手している箇所がありますが、山の中にヤードがありますので、そこまでの道が崩落等して現場に行けず、工事に影響が出ているところがあります。引き続き、安全を最優先に、できることを着実にやっていきますので、よろしく願いいたします。

片谷委員長

先日の降水量は、特に長野県内で、土砂災害が極めて危険という判定が何箇所か出ています。それを山室委員がブログに投稿されていて、実際に降った雨は土砂災害では極めて

危険という判定ですが、それとアセスの際に想定された降水量の最大値との大小関係がどうなっているかという御質問です。後日で結構ですので、事務局を通じて御回答いただけますか。

事業者  
平永

承知いたしました。そのようにさせていただきます。

片谷委員長

よろしく願いいたします。  
では、富樫委員どうぞ。

富樫委員

スライド 64 に造成された盛土の工事完了後の管理計画が書いてあります。谷の上流部に盛土を行うということで、当然リスクをゼロにすることはできません。確認ですが、「当社で以下の通り行う計画です」と書かれている内容は、盛土がある限りは、記載のとおり管理を責任を持ってやっていただけるという意味に受け取ってよろしいでしょうか。

事業者  
平永

今の御発言のとおりでございます。戸中の発生土置き場につきましては、当社で管理させていただきます。計画地につきましても、当社が取得する方針で現在協議をさせていただいておりますので、盛土がある限りは管理させていただきます。

富樫委員

ありがとうございます。

片谷委員長

北原委員、どうぞ。

北原委員

スライド 51 をお願いします。トンネルの湧水についての計画が書かれています。このトンネルは虻川の下を通りますので、かなりの湧水がトンネルの中から出てくるかと思いますが、どのように非常口トンネルから排水するのでしょうか。

事業者  
小池

今いただいた御質問は、本線から戸中非常口までどのように湧水を出すのかということだと思います。まず、戸中非常口トンネルは、坑口から突っ込みで本線までいきますので、本線の水はポンプアップで上げてくるしかありません。

北原委員

そうですね、非常口の方が標高が高くなりますよね。  
どれくらいの量の水が出てくると見積もっていますか。これは、沈砂池を經由して、清水と濁水が虻川に合流するかたちになるわけですが、虻川の流量がかなり多くなる可能性もあります。

事業者  
小池

湧水量を想定し、それに対して問題ない量で濁水処理設備を設けておりますが、その量の数値を持ち合わせておりませんので、後日御回答させていただきたいと思っております。

片谷委員長

今の北原委員の御質問は、湧水の量を確認した上で、それを全て虻川に流して大丈夫なのかという趣旨ですね。

北原委員

そうです。下流で水害が出る可能性もあるのではないかと思います。

片谷委員長

それも考慮した数値で大丈夫だと見通しが立っていますか。



事業者  
小池 量としては、物凄い量にはなっていないと思いますが、具体的な数字を確認した上で回答した方がいいと思いますので、後日回答するということをお願いしたいと思います。

片谷委員長 ぜひお願いします。  
では、ほかの御質問を承ります。そろそろ時間が厳しくなってきましたので、あと一つか二つお受けして、残りは後日ということをお願いしたいと思います。  
大窪委員、どうぞ。

大窪委員 スライド 58、併せて資料 1-4 の 55 ページをお願いします。重要な種の移植・播種についてです。  
まず、カキツバタについては、平成 27 年 10 月に既に移植されているということです。その後の生育の状態がいいということと専門家の助言も踏まえて、3 年間で調査は終了されていますが、カキツバタは湿地に生える植物で、この場所では非常に重要で希少な個体群になると思います。今、移植から 5 年目になるので、何も管理しなければ周りから競合種が、例えば湿地だったらヨシとか、大型の多年性草本とか樹木が入ってきてしまって、カキツバタが絶えてしまいます。できれば、モニタリングをしながら、競合種を取り除くような管理を続けていただけるとありがたいのですが、どのような状況でしょうか。

事業者  
小池 今、御質問をいただきましたカキツバタにつきましては、資料 1-4 の 55 ページに公園名が書いてありますが、その公園に移植しておりますので、その公園の管理者に管理された状態になります。3 年で調査終了と書いてありますが、直近で自主的に状況を確認したところ、問題なく生育しておりました。

大窪委員 引き続き公園の中で管理をしていただいているということで、また継続をお願いしたいと思います。  
次に、コムラサキとミスミソウのこれからの移植地についてです。  
コムラサキは、割と湿った河畔林に近いところやちょっと湿ったような林に生えている植物ですが、地図で移植の候補地を見ますと、そういう条件の地形ではないように思っています、その辺りはいかがですか。  
同じくミスミソウの移植地についても、資料 1-4 の 56 ページですが、ミスミソウは春植物なので、春に落葉広葉樹林で光環境が良いところに移植しないと、すぐに絶えてしまいます。移植地の樹林の様子を、春の早いうちに光環境がどのような条件のところか確認してください。  
また、コムラサキもミスミソウも割と明るい条件でないと生育が維持できない植物なので、ある程度下草刈りを継続していただけるような管理とモニタリングが必要になります。  
以上の点をお願いしたいと思います。

事業者  
小池 御質問ありがとうございます。  
資料 1-4 の 56 ページには、移植の実施予定箇所ということで絞り込んだ地点を記載させていただいていますが、実際には、植物の専門家の先生にもご相談させていただいて、複数の候補地から、一番適したところとして 56 ページの箇所に絞り込みました。  
我々の方でも、植物の専門の者が、実際に場所を確認して適地を絞り込んでおりますので、その意味ではこの実施予定箇所は問題ないと考えております。もちろん移植後 3 年間はしっかりと様子を確認することになりますが、管理面でも問題がない場所という条件も付け加えて選定して記載させていただいておりますので、実際の生育に適した場所ということに加えて、管理面でもしっかりと考慮していくということで御了解いただければと思い

ます。

大窪委員

スライド 60 で事後調査とモニタリングの対象になる植物種だと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

事業者  
小池

もちろん対象になってまいりますので、しっかりとやっております。

片谷委員長

こういう植物は、特に移植したような場合、工事が終わると放置されてしまっているような事例が他の事業でも多々あります。この委員会として、ぜひリニアのアセスは優れたアセス事例にさせていただきたいと思っておりますので、管理の部分までしっかりやっていたら良い事例と言われるように、最大限の配慮をお願いいたします。

それでは、時間がそろそろ厳しくなってきましたので、まだ発言があらうかと思っておりますが、審議はここまでとさせていただきますのでよろしいでしょうか。

中村雅彦委員

非公開資料の審議はありませんか。

片谷委員長

中村雅彦委員から御発言がありますので、今から非公開審議とさせていただきます。傍聴の方と報道の方は御退室いただき、この後の報告事項の傍聴を希望される方は、少し外でお待ちください。

=====非公開審議=====

=====非公開審議終了=====

片谷委員長

議事(3)その他の審議に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島

資料2の諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)の事業廃止について御説明します。

お手元の資料2は県のプレスリリース資料です。記載のとおり、諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)について、環境影響評価法第30条第1項の規定により、令和2年6月26日付けで事業者から当該事業を実施しないこととした旨の通知があったことについて、プレスリリースしたものです。

当該事業の廃止については、6月19日に事業者から事業廃止を決定した旨の電話連絡があったことから、技術委員の皆様には取り急ぎ電子メールにて情報提供させていただいておりましたが、アセス法の手続上は、26日の廃止通知をもってアセス手続の対象外となっております。

当該事業につきましては、御多用のところ、水象部会を含め数多くの委員会審議において、専門的な見地から貴重な御指摘を賜り、感謝申し上げます。

また、5月22日の第1回技術委員会後も、鈴木委員から事業者の見解に対する追加の御指摘を、井田委員、佐々木委員、中村雅彦委員からは追加のご意見等を頂戴しました。山室委員には事業者への情報提供にご協力いただきました。この場を借りて、重ねて御礼申し上げます。

説明は以上です。

片谷委員長

ただいまの説明について、御質問等がありましたらお願いします。

アセス法やアセス条例の場合、この案件のように途中で事業者側から事業を廃止するという通知がありますと、この委員会としてはそれ以上何もすることがなくなります。表現

は適切ではないかもしれませんが、審議していたことは全部使われなくなるということになります。制度上定められているものですので、御理解いただきたいと思います。

この案件については、あくまでも事業者の判断で事業廃止という決定をされたということですので、事務局の対応としては事業廃止の通知を受け取りましたということだと思いますし、技術委員会としてもこれ以上発言する立場にはないと私もっております。

では、特に御発言がないようですので、資料3について事務局から説明をお願いします。

事務局  
中島

長野県環境影響評価条例の見直しについて御説明いたします。

この条例見直しについては、先月の技術委員会で説明する予定でしたが、急遽開催中止となったことから、先月下旬に委員の皆様へ資料を送らせていただいたところです。

見直しの理由は、資料3の1の後段に記載のとおり、事業者による適正な環境配慮をより一層推進するため、環境影響評価手続を充実させるということです。

現段階の見直し案の具体的な内容につきましては、資料3の2に記載のとおり、環境影響評価手続の最終成果物である環境影響評価書について、準備書に対する知事意見が十分に反映され、事業者による環境配慮がより一層適正なものとなるよう、主に次の3つの手続を追加します。参考の図を見ながらお聞きいただければと思います。まず、評価書について、必要に応じ、環境保全上の見地から知事が意見を述べることができる手続を追加します。2点目として、知事が意見を述べる際、技術委員会と関係市町村長の意見を聴取できることとします。3点目として、事業者が知事意見を受けて評価書の内容を再検討し、必要に応じ、評価書を補正することができるようにします。

資料の2ページは、見直しの検討に先立って他の都道府県の状況について照会した結果を簡単にまとめたものです。

3ページのプレスリリースにつきましては、昨日メールで情報提供させていただきましたが、8月14日までこの見直し案について県民の皆様からのご意見を募集しております。今後の技術委員会で、意見募集の結果と併せて条例改正の最終案についてご報告させていただきます。予定です。

なお、委員の皆様からも御意見をお聞きしたいと存じますので、お気付きの点等がありましたら、7月31日までに事務局まで御意見をお寄せください。

説明は以上です。

片谷委員長

技術委員会委員からの意見に関しては、昨日事務局から送付されたメールの様式に沿ってお寄せいただきたいということですので、よろしく願いいたします。

2ページに評価書知事意見等の導入済み都道府県が書かれており、山梨県も挙げられています。私も山梨県のアセスの委員を長く務めていましたが、やはり評価書の段階で再度意見を出せるということは、制度としてはかなり有効だと思います。今の制度ですと、評価書が出てきたら、事務局でチェックして、技術委員会はその報告を受けるくらいが限界で、委員会としての意見を知事に答申することができません。個人的に、評価書に対する意見の手続はあった方がいいと思っています。

ただ、その分委員会が招集される回数が増える可能性もありますので、委員の皆様としては大変な面もあるかと思いますが、現行の制度では環境影響評価の最終成果物として作成されたものに対して意見を言えないということを御理解いただいた上で、ご意見をお寄せください。私からもお願いしたいと思います。

何か御質問等ありますでしょうか。

では、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事はこれで終了です。今後の審議予定等について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今後の審議予定ですが、次回、令和2年度第3回技術委員会は、8月21日（金）に県

中島	<p>庁議会棟第1特別会議室での開催を予定しています。本日御審議いただいた事業とは別のリニア中央新幹線関連事業、そのほか複数の事業について審議をお願いしたいと考えております。開催通知については後日送付いたしますので、御多用のところ恐縮ですが、御対応お願い申し上げます。</p> <p>なお、本日審議いただいた内容につきまして、追加の御意見等がございましたら、お忙しいところ非常に恐縮ですが、連休明けの7月27日（月）までに事務局宛てお寄せいただくようお願いいたします。</p>
事務局 真関 (県環境政策課)	<p>私から最後に一言申し上げます。</p> <p>本日は熱心に御審議いただきありがとうございました。</p> <p>先ほど御案内した8月の技術委員会は、複数の案件について御審議いただく関係で、午前中から会議を開催させていただき予定となっております。</p> <p>また、大雨の影響でリニア中央新幹線関連事業の現地確認が延期となったことや、新たな審議案件の予定もあることから、現地確認の候補日について追加の日程調整をお願いしております。</p> <p>御多用のところ恐縮ですが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>
片谷委員長	<p>ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>次回の技術委員会は8月21日の予定ですが、7月31日の現地確認はどの事業ですか。</p>
事務局 中島	<p>太陽光発電事業の現地確認です。</p>
片谷委員長	<p>今後も審議案件が予定されているようです。取り下げになった案件も重いものでしたが、今後もたくさん案件があるようですので、御協力のほどお願いいたします。</p> <p>何か御発言のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>では、本日の審議はこれで終了します。議事進行に御協力いただきありがとうございました。事務局にお返しします。</p>
事務局 中島	<p>本日の技術委員会をこれで終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>